

香川高等専門学校学生寮管理運営規則

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、香川高等専門学校学則第 58 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 学生寮は、教育施設の一環として、学生の修学に便宜を供与し、共同生活の人間関係を通して、貴重な生活体験を得させるとともに、学生（以下「寮生」という。）の秩序と互助の精神を養うことを目的とする。

(生活規律)

第 3 条 寮生は、学生寮関係諸規則を遵守し、寮生活の充実に努めなければならない。

(管理責任者)

第 4 条 学生寮の管理運営責任者は、校長とする。

2 高松キャンパス及び詫間キャンパスの寮務主事は、校長の命を受け、学生寮に関する教育的管理運営の業務を掌理する。

(寮務委員会)

第 5 条 学生寮の管理運営に関する事項については、寮務委員会において審議する。

(学生寮の名称等)

第 6 条 学生寮の名称は、高松キャンパスは清雲寮（南寮、北寮、西寮）とし、詫間キャンパスは七宝寮及び紫雲寮とする。

2 清雲寮の南寮及び北寮には男子学生を入寮させ、西寮には女子学生を入寮させる。

3 七宝寮には男子学生を入寮させ、紫雲寮には女子学生を入寮させる。

(学生寮の指導方針)

第 7 条 教員は、寮務主事の指揮監督のもとに、寮生の学習、生活の指導及び助言に当たり、学校生活への適応を促進するとともに、規律ある共同生活を行わせることにより、協調精神の養成及び資質の向上を図り、将来にわたつての人格形成に資するための素養を養うよう努めるものとする。

(寄宿料)

第 8 条 寄宿料については、学則及び別に定める入学料、授業料の免除、徴収猶予及び寄宿料の免除取扱規程に定めるところによる。

(その他の経費)

第9条 寮生は、学生寮における生活上必要な食費及びその他の経費を納付しなければならない。

2 第8条及び第9条の経費を納付しない者は、退寮させることがある。

(注意義務及び損害賠償等)

第10条 寮生は、学生寮の施設、設備を大切に使用しなければならない。

2 寮生が、故意又は重大な過失により施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 寮生は、自己の所持品の管理をするとともに、定められたもの以外を寮内に持ち込んで서는ならない。

(宿日直)

第11条 学生寮宿日直勤務については、学生寮宿日直規程による。

(雑則)

第12条 この規則の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。